

財政状況等一覧表(18年度)

団体名 大阪市

1 一般会計及び特別会計の財政状況(主として普通会計に係るもの)

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	他会計からの繰入金	備考
一般会計	1,604,472	1,601,729	2,743	366	2,893,190	37,193	
土地先行取得事業会計	60,711	60,711	0	0	297,935	37,515	
市街地再開発事業会計	18,802	18,802	0	0	241,417	5,795	
母子寡婦福祉貸付資金会計	487	367	120	0	2,243	57	
心身障害者扶養共済事業会計	451	451	0	0	-	100	
普通会計	1,590,506	1,587,643	2,863	366	2,905,201	7,416	

(注)普通会計では、上記5会計のうち市街地再開発事業会計の一部(宅地造成事業分)が除かれるほか会計相互間の重複が控除されている。

2 1以外の特別会計の財政状況(公営企業を含む公営事業会計に係るもの)

(単位:百万円,%)

会計名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	<法適用以外>形式収支	純損益(実質収支)	<法適用企業>経常収支比率	<法適用企業>資金剰余	<法適用企業>不良債務	<法適用企業>累積欠損金	地方債(企業債)現在高	他会計からの繰入金	備考
国民健康保険事業会計	296,970	334,989	△ 38,019	△ 38,019					-	47,900	
老人保健医療事業会計	236,281	237,873	△ 1,592	△ 1,592					-	17,341	
介護保険事業会計	144,945	141,444	3,501	3,501					-	22,814	
食肉市場事業会計	2,687	2,687	0	0					1,469	1,646	
市街地再開発事業会計(宅地造成事業分)	12,648	12,648	0	0					221,091	5,375	
駐車場事業会計	1,729	1,729	0	0					5,932	-	
有料道路事業会計	1,360	1,360	0	0					3,107	-	
自動車運送事業会計	23,047	25,012	-	△ 1,965	91.3	-	4,792	54,122	22,029	2,804	法適用企業
高速鉄道事業会計	(167,333)	(146,211)	(-)	(21,122)	(113.6)	(32,428)	(-)	(69,120)	(806,992)	(23,729)	法適用企業
地下鉄	163,881	141,567	-	22,314	114.8	62,260	-	26,845	786,309	23,587	
ニュートラム	3,452	4,644	-	△ 1,192	74.3	-	29,832	42,275	20,683	142	
水道事業会計	76,339	68,051	-	8,288	110.5	30,771	-	-	271,551	1,553	法適用企業
工業用水道事業会計	2,293	2,414	-	△ 121	95.0	2,445	-	2,547	3,336	2	法適用企業
市民病院事業会計	43,389	47,649	-	△ 4,260	99.0	-	12,800	38,434	61,338	18,763	法適用企業
中央卸売市場事業会計	8,088	9,796	-	△ 1,708	82.6	-	13,046	25,738	79,381	3,586	法適用企業
港営事業会計	(31,479)	(27,026)	(-)	(4,453)	(118.3)	(25,900)	(-)	(-)	(141,553)	(-)	法適用企業
施設提供事業	7,439	5,384	-	2,055	138.2	289	-	-	21,630	-	
埋立事業	24,040	21,642	-	2,398	113.2	25,611	-	-	119,923	-	
下水道事業会計	83,340	79,247	-	4,093	105.0	11,303	-	-	592,989	37,527	法適用企業

(注)1.法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
 2.法適用企業に係るもの以外のものについては、「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「実質収支」を表示している。
 3.経常収支比率とは、【5 財政指数】の普通会計における経常収支比率とは定義が異なり、「経常収益÷経常費用×100(%)」によって算定し、100%以上の場合は単年度黒字を、100%未満は単年度赤字を表します。
 4.不良債務及び累積欠損金は、正数で表示している。
 5.資金剰余は、「(流動資産-資本的収入のうち翌年度へ繰越される支出の財源充当額)-流動負債」(>0)によって算出している。(総務省書式に項目を追加)
 6.老人保健医療事業会計の実質収支の赤字額は、国・府負担金や支払基金交付金が概算交付される仕組みで生じており、翌年度精算されるものである。

3 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円,%)

組合名	歳入(総収益)	歳出(総費用)	<法適用以外>形式収支	実質収支(純損益)	<法適用企業>経常収支比率	<法適用企業>資金剰余	<法適用企業>不良債務	<法適用企業>累積欠損金	地方債(企業債)現在高	当該団体の負担金割合	備考
大阪府後期高齢者医療連合	154	141	13	13					-	34.4	
淀川左岸水防事務組合	197	193	4	4					-	61.7	左記の割合は、本川筋に係るもの。 防溺筋については、大阪府が100%負担
大和川右岸水防事務組合	106	99	7	7				-	68.1		
淀川右岸水防事務組合	177	163	14	14				-	72.8		
寝屋川北部広域下水道組合	3,084	2,929	155	155				-	8.3		
寝屋川南部広域下水道組合	3,496	3,329	167	167				-	3.6		
大和川下流域下水道組合	2,658	2,551	107	107				-	0.8		

4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

団体名	経常損益	資本又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	備考
別紙のとおり								

5 財政指数

(単位:百万円)

財政力指数	0.893	実質収支比率	0.1
実質公債費比率	17.5%	経常収支比率	99.7%

標準財政規模(A)	臨時財政対策債発行可能額(B)	合計(A)+(B)
715,432	30,150	745,582

(注)1.実質公債費比率は、平成19年度の起債協議等手続きにおいて用いる平成16年度から18年度の3年平均である。
 2.各財政指数の用語説明については、前提条件と留意点を参照。

4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

項番	法人名	経常損益	資本又は 正味財産	当該団体か らの出資金	当該団体か らの補助金	当該団体か らの貸付金	当該団体から の債務保証に 係る債務残高	当該団体から の損失補償に 係る債務残高	備考
1	(財)大阪国際交流センター	20	1,025	200	224	-	-	-	
2	(財)大阪市女性協会	-	214	200	-	-	-	-	
3	(財)アジア・太平洋人権情報センター	12	945	250	55	-	-	-	
4	(株)大阪市開発公社	846	15,957	9,709	-	-	-	9,898	
5	大阪市土地開発公社	△ 412	△ 8,998	20	-	25,032	67,243	-	
6	(財)大阪市都市工学情報センター	27	194	100	-	-	-	-	
7	(株)湊町開発センター	410	787	26,890	540	10,157	-	6,780	損失補償については、特定調停における調停条項の定めるところにより損失補償すべき額
8	大阪外環状鉄道(株)	△ 66	10,103	3,091	345	7,075	-	-	
9	(財)大阪市勤労福祉文化協会	28	52	4	-	-	-	-	
10	(財)大阪市環境保健協会	53	79	5	-	-	-	-	
11	(財)大阪市救急医療事業団	-	5	5	-	-	-	-	
12	(財)大阪市医療事業振興協会	△ 73	143	50	-	2,651	-	-	
13	(財)大阪市スポーツ・みどり振興協会	250	822	303	14	76	-	-	
14	(財)大阪城ホール	30	4,452	20	38	-	-	-	
15	(財)IAAF世界陸上2007大阪大会組織委員会	347	288	33	-	-	-	-	
16	(財)大阪二十一世紀協会	72	801	167	397	-	-	-	
17	(財)大阪市文化財協会	△ 15	559	10	-	-	-	-	
18	(財)大阪市美術振興協会	4	47	20	-	-	-	-	
19	(財)大阪科学振興協会	36	3,072	250	-	-	-	-	
20	(財)大阪国際経済振興センター	△ 18	272	100	-	65	-	-	
21	(株)大阪キャッスルホテル	8	△ 655	100	-	1,080	-	-	
22	(株)大阪マーチャンダイズ・マート	765	7,171	375	-	-	-	-	
23	アジア太平洋トレードセンター(株)	1,371	△ 29,113	11,500	679	15,621	-	35,172	損失補償については、特定調停における調停条項の定めるところにより損失補償すべき額
24	大阪中小企業輸入振興(株)	-	-	665	-	-	-	-	破産手続き中であるため、「経常損益」及び「資本又は正味財産」は算出されていない。
25	(株)大阪鶴見フラワーセンター	171	1,279	459	-	-	-	-	
26	大阪市商業振興企画(株)	8	19	330	-	-	-	-	
27	(財)地球環境センター	△ 85	1,908	650	150	-	-	-	
28	(財)大阪市環境事業協会	66	917	20	-	-	-	-	
29	大阪市住宅供給公社	497	3,171	40	633	31,567	-	-	
30	(財)大阪市建築技術協会	△ 32	119	20	-	-	-	-	
31	(財)大阪市都市建設技術協会	267	892	3	-	-	-	-	
32	大阪市街地開発(株)	422	539	342	-	6,141	-	7,440	
33	大阪市道路公社	472	5,339	3,449	280	1,412	47,056	-	
34	大阪地下街(株)	678	3,758	40	-	-	-	-	
35	クリスタ長堀(株)	416	△ 15,181	2,300	-	7,128	-	9,917	損失補償については、特定調停における調停条項の定めるところにより損失補償すべき額
36	(財)大阪市下水道技術協会	44	167	20	-	-	-	-	
37	(財)大阪港埠頭公社	1,062	15,053	3,665	45	13,615	-	14,995	
38	大阪港埠頭ターミナル(株)	502	1,230	246	-	1,279	-	-	
39	大阪港木材倉庫(株)	113	1,060	10	-	-	-	-	
40	(株)大阪港トランスポートシステム	659	7,132	4,174	-	2,936	-	-	

項番	法人名	経常損益	資本又は 正味財産	当該団体か らの出資金	当該団体か らの補助金	当該団体か らの貸付金	当該団体から の債務保証に 係る債務残高	当該団体から の損失補償に 係る債務残高	備考
41	大阪ウォーターフロント開発(株)	931	5,234	500	-	913	-	-	
42	(株)大阪ワールドトレードセンタービルディング	1,483	△ 49,919	19,000	164	7,500	-	52,743	損失補償については、特定調停における調停条項の定めるところにより損失補償すべき額
43	(財)大阪市教育振興公社	115	1,005	215	608	50	-	409	
44	(財)大阪国際平和センター	-	2,743	100	97	-	-	-	
45	交通サービス(株)	67	266	4	-	-	-	-	
46	大阪運輸振興(株)	110	371	4	-	-	-	-	
47	(財)大阪市水道事業サービス協会	99	589	8	-	-	-	-	
48	(財)大阪市消防振興協会	△ 25	182	100	-	-	-	-	
49	(財)大阪府暴力追放センター	△ 4	2,214	800	-	-	-	-	
50	(財)大阪生涯職業教育振興協会	3	130	40	44	-	-	-	
51	西大阪高速鉄道(株)	△ 28	10,373	3,045	3,077	-	-	-	
52	中之島高速鉄道(株)	△ 14	17,937	5,212	4,147	-	-	-	
53	(財)国際花と緑の博覧会記念協会	834	11,044	200	-	-	-	-	
54	(財)大阪市農業センター	2	235	50	13	-	-	-	
55	(財)大阪バイオサイエンス研究所	18	1,394	200	664	-	-	-	
56	(財)大阪市中小企業勤労者福祉サービスセンター	31	△ 64	5	92	-	-	-	
57	(財)大阪市都市型産業振興センター	19	1,279	25	589	595	-	-	
58	(株)ユー・エス・ジェイ	5,273	42,995	10,000	-	16,000	-	-	
59	公立大学法人大阪市立大学	1,035	95,143	98,178	16,819	981	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を記入している。

「財政状況等一覧表」の前提条件及び留意点

【共通事項】

- ① 平成 18 年度決算の数値に基づき記載しています。
- ② 数値に該当がない場合は「-」、マイナスの場合は「△」の符号をつけています。

【1. 一般会計及び特別会計の財政状況(主として普通会計に係るもの)】

- ① 「一般会計及び特別会計」は普通会計に属する会計を対象とし(特別会計の場合一部でも普通会計に含まれる経費があれば対象としています)、財政状況は各会計の決算額です。
- ② 普通会計の財政状況は「地方財政状況調査」(総務省に報告する決算統計)の数値です。

【2. 1 以外の特別会計の財政状況(公営企業を含む公営事業会計に係るもの)】

- ① 1 以外の特別会計は 3 つに区分しています。
 - (A)普通会計に属しない会計
 - (B)地方公営企業に係る会計 (地方公営企業法の非適用企業)
 - (C)地方公営企業に係る会計 (地方公営企業法の適用企業)
- ② (A)の財政状況は各特別会計の決算額であり、様式のうち総収益・総費用・純損益の欄をそれぞれ歳入・歳出・実質収支に置き換えています。
- ③ (B)の財政状況は「地方公営企業決算状況調査」(総務省に報告する決算統計)の区分と数値です。様式のうち総収益・総費用・純損益の欄をそれぞれ歳入・歳出・実質収支に置き換えています。
- ④ (C)の財政状況は「地方公営企業決算状況調査」(総務省に報告する決算統計)の区分と数値です。不良債務及び累積欠損金がある場合は正数で表示しています。経常収支比率は【5. 財政指数】の普通会計における経常収支比率と定義が異なり、「 $\text{経常収益} \div \text{経常費用} \times 100 (\%)$ 」によって算定し、100%以上の場合は単年度黒字を、100%未満は単年度赤字を表します。また、資金剰余は「(流動資産-資本的収入のうち翌年度へ繰越される支出の財源充当額) - 流動負債」(>0) の数値を表示しています。(総務省書式に項目を追加)

【3. 関係する一部事務組合等の財政状況】

- ① 大阪市が加入する地方公共団体の組合を対象としています。
- ② 数値は各組合の決算額であり、そのうち「当該団体の負担金割合」が大阪市の負担割合です。

【4. 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況】

- ① 「第三セクター等について」

今回、総務省からの通知に基づき、公表の対象としている法人は、「第三セクター等」(※注)のうち、次のいずれかの条件に該当する法人です。

 - (1) 大阪市が 25%以上を出資・出えんしている法人
 - (2) 大阪市が財政的支援(補助金、貸付金、損失補償、債務保証)を行っている法人なお、調査時点は平成 19 年 3 月 31 日現在ですので、平成 19 年 3 月 31 日までに解散した法

人は対象外です。

- ②「補助金」とは、地方自治法施行規則第15条第2項別記でいう「第19節負担金、補助及び交付金」です。

※注「第三セクター等」とは、総務省自治財政局が行う調査において、次のいずれかの基準に該当する法人とされています。

- (イ) 会社法の規定に基づいて設立された株式会社、合名会社、合資会社、合同会社又は特例有限会社のうち、地方公共団体が出資を行っている法人
- (ロ) 民法の規定に基づいて設立された社団法人又は財団法人のうち、地方公共団体が出えんを行っている法人
- (ハ) 地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社
- (ニ) 地方独立行政法人

ただし、次の法人は除きます。

- ・ 社会福祉法人、信用保証協会等、会社法又は民法の規定に基づかずに設立された法人
- ・ 職員の派遣や財政的支援を行っているが、出資・出えんをしていない法人

《参考》

- ・ [本市が監理対象としている外郭団体等](#)とは範囲が異なります。
- ・ [大阪市が監理対象としている外郭団体等の一覧\(平成19年3月31日現在\)](#)

【5. 財政指数】

- ① 財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値です。

財政力指数が高ければ高いほど財源に余裕があるといえます。指数が1を超えた場合は普通交付税の不交付団体となり、その超えた分だけ標準的な水準を超えた行政を行うことが可能であると言えます。

- ② 実質収支比率とは、実質収支の標準財政規模に対する割合です。

実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示します。

- ③ 実質公債費比率とは、地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標として、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられるものです。実質公債費比率が18%以上となる地方公共団体については、起債に当たり許可が必要となります。

- ④ 経常収支比率とは、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費・扶助費・公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税・普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)・減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合です。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

- ⑤ 標準財政規模とは、地方税や普通交付税など経常的な一般財源の規模をあらわすものです。